◎新潟県告示第213号

平成19年2月2日新潟県告示第195号(漁業災害補償法に基づく加入区の設定)の一部を次のように改正する。

令和6年3月5日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

の名称 の名称 高千 佐渡漁業協 同組合の地区 のうち佐渡市 南片辺、北片 1 法第104条第2号に 掲げる漁業 高千 佐渡漁業協 同組合の地区 のうち佐渡市 南片辺、北片 1 主として底 使用して営む のうち佐渡市 南片辺、北片	
同組合の地区 のうち佐渡市 南片辺、北片掲げる漁業 周組合の地区 のうち佐渡市 南片辺、北片同組合の地区 のうち佐渡市 南片辺、北片使用して営む 2 1に掲げる	分びき網を
辺、石花、後 辺、石花、後 尾、北川内、 北田野浦、小野 見及び石名の 浦、小野見及 区域 び石名の区域	漁業